

地方独立行政法人

北海道立総合研究機構

食品加工研究センター試作実証施設の利用に関する

取扱要領 Q & A集

～もくじ～

I 事前相談

- Q. 1 相談の窓口はどこですか？
- Q. 2 担当研究職員とは誰に相談すれば良いのですか？
- Q. 3 試作室の利用に必要な事項とは具体的に何ですか？
- Q. 4 相談の際、詳しいことは社外秘に関わるので話せません。そのような場合、利用を拒否される
ことがありますか？

II 利用許可等の申請

- Q. 5 試作室の利用許可申請時に提出するのは「別記第1号様式」だけですか？
- Q. 6 使用目的には条件がつけられていますが、試作品の用途について計画書や実施報告書などの提出は必要ないのですか？
- Q. 7 利用許可申請から許可されるまでには何日ぐらいかかりますか？
- Q. 8 保健所の営業許可が下りるまでには何日程度かかりますか？
- Q. 9 利用したい日の最低何日前に申し出れば（あるいは相談すれば）よいのでしょうか？
- Q. 10 別記第1号様式に記載する「氏名（代表者）」は、社長名ですか？支所長、工場長、製造部長
などでもよいですか？また、押印は、社印（角印）ですか？個人印でもよいですか？
- Q. 11 第3条第2項で交付された許可書は、保管する必要はありますか？あるとすればその期間は？
- Q. 12 従来 of 設備使用では、依頼者氏名を自筆で署名すれば、押印は不要と聞いていましたが、同じ
扱いとなりますか？
- Q. 13 試作品製造時の詳細な製造条件等を提示することが必要ですか？
- Q. 14 必要な場合、製造条件等の守秘は保証されますか？
- Q. 15 利用期間が1試作品につき5日間が限度ですが、改めて許可申請を行えば、同じ試作品で何度
でも許可されますか？
- Q. 16 利用期間の5日間とは、連続した5日間ですか？休日をまたぐ通算5日間でも認められます
か？
- Q. 17 利用が予想より長引きそうなので期間を延長したいのですが、先約がなければ手続きは可能で
すか？
- Q. 18 交通機関の都合で予定日に行くことができず利用できませんでした。急遽日程をずらしたい場
合でも、変更許可を受ける必要があるでしょうか？
- Q. 19 第5条（3）の“・・・以外を目的とするもの”とは具体的に何を指すのでしょうか？
- Q. 20 許可利用中は、担当職員のサポートを受けられますか？サポートが不要の場合、利用者単独で
作業することはできますか？
- Q. 21 1日の利用時間に制限はありますか？センターの始業・終業時間に従うのでしょうか？
- Q. 22 試験販売や無償配布を行わない場合であって、研究目的で衛生基準を満たさない条件等による
試作品の製造を行うことはできますか？（例：加熱殺菌を義務付けられる食品製造で、基準を満
たさない加熱条件で試作試験を行う）

III 営業許可の取得

- Q. 23 別記第8号様式の営業許可取得予定届及び営業許可証の写しは、どの時点で提出すればよいのでしょうか？
- Q. 24 営業許可には食品衛生法に基づくものと、北海道条例に基づくものの2種類ありますが、いずれも許可を取得する必要はありますか？
- Q. 25 製造施設の平面図、器具配置図、器具調書など、申請に必要な施設の情報は、センターから提供してもらえますか？
- Q. 26 初めて営業許可を取得するので、申請書の書き方や必要書類が良くわかりません。センターで指導してもらえますか？
- Q. 27 以前にも利用し、営業許可証の写しを提出しています。まだ有効期間内ですが、その場合は許可証（写し）を再提出しなくてもよいですか？
- Q. 28 営業許可は通常5年間有効ですが、試作室利用は5日間までと大きな差があります。この点で、営業許可を取るのに問題はないのでしょうか？
- Q. 29 試作室の水はすべて水道水ですか？水道水以外の場合、営業許可申請に水質検査成績書が必要ですが、成績書はセンターから提供してもらえますか？

IV 遵守事項

- Q. 30 試作室に設置された設備の配置を変えたいのですが、変更することは可能ですか？

V 利用の取消し等

- Q. 31 災害等のやむを得ない理由により試作室が利用できないとの連絡を食品加工研究センターから受けました。すでに、設備利用料は前納しています。利用者に起因しない試作室利用の取り消しでは、納付した料金は返納されますか？

VI 原状回復の義務

- Q. 32 作業が17時30分を越えました。翌日も作業を行うので、設備等の清掃を翌日に持ち越すことはできますか？
- Q. 33 設備の配置や清掃は、食品加工研究センターの研究員に代替してもらうことができますか？

VII 損害賠償

- Q. 34 作業中に設備を破損しました。賠償しなければなりませんか？

VIII 製造物責任

- Q. 35 試作室の不備が原因で危害が発生した場合（例：金探の不備による異物混入、加熱装置の不備による変敗）、センター（道総研）側の責任を問うことはできますか？

VIII その他

- Q. 36 試験販売で得られた収益は、すべて当方に帰すると考えて良いのでしょうか？
- Q. 37 従来活用してきた「設備利用」と手続きが違う点よく理解できません。この手続きは「試作室」

- の使用のためのもので、それに加えて設備利用の手続きが別に必要になるのでしょうか？
- Q. 38 利用料金はかかりますか？ かかるとしたら、道内、道外企業で金額に差はありますか？
- Q. 39 利用料金がかかる場合、予定より早く作業が完了したときには、減額（前納の場合は差額を還付）してもらえますか？
- Q. 40 電気、水道等の費用は別途請求されますか？
- Q. 41 センターの加工機器を利用せず、試作室だけ使用して手打ち麺を製造したいのですが、試作室だけ利用することはできますか？
- Q. 42 この要領とは別に、従来の設備利用で試作室内に設置してある加工機器を利用したいのですが、認められるのでしょうか？ その場合、設備利用の手続きのみでよいですか？ それとも試作室の利用手続きも必要になるのでしょうか？
- Q. 43 衛生管理上、作業着等は利用者の自由でも良いのでしょうか？ ルールがありそれに従って利用者が用意するのか、センターから貸与してもらうことができるのか教えてください。
- Q. 44 試作にあたり当社の設備を持ち込み、使用（電気、水道等の利用を伴う）することは可能でしょうか？
- Q. 45 試作製造により発生した廃棄物は、利用者が持ち帰るのでしょうか？ センターで処分してくれるのでしょうか？

I 事前相談

Q. 1 相談の窓口はどこですか？

A. 1 試作実証施設の利用申請についての相談は、食品加工研究センター食関連研究推進室食関連調整グループ（011-387-4114）にお問い合わせください。

Q. 2 担当研究職員とは誰に相談すれば良いのですか？

A. 2 窓口で対応する研究員をご紹介します。

Q. 3 試作室の利用に必要な事項とは具体的に何ですか？

A. 3 利用目的及び製造しようとする試作品の概要（名称、営業許可、生産予定数量、使用予定原材料等）が必要となります。

Q. 4 相談の際、詳しいことは社外秘に関わるので話せません。そのような場合、利用を拒否されることがありますか？

A. 4 センターへの相談事項は、原則として、守秘義務により外部への公表はいたしません。相談の際に必要な事項のお話しがいただけない場合や、申請書に記載できない事項があるなどの場合は、利用が許可されないこともありますのでご了承下さい。

II 利用許可等の申請

Q. 5 試作室の利用許可申請時に提出するのは「別記第1号様式」だけですか？

A. 5 利用許可の申請については、別記第1号様式のみで構いません。ただし、事前相談等において、担当研究員と詳細な製造条件等を詰めておく必要があります。

Q. 6 使用目的には条件がつけられていますが、試作品の用途について、計画書や実施報告書などの提出は必要ないのですか？

A. 6 必要ありません。

Q. 7 利用許可申請から許可されるまでには何日ぐらいかかりますか？

A. 7 利用申請については、目的や内容を確認、判断した上で1週間程度で可否を決定します。また、江別保健所への営業許可申請も必要となります。

Q. 8 保健所の営業許可が下りるまでには何日程度かかりますか？

A. 8 江別保健所への営業許可申請手続きから許可までに通常約2週間程度かかります。

Q. 9 利用したい日の最低何日前に申し出れば（あるいは相談すれば）よいのでしょうか？

A. 9 試作室の利用までには保健所への営業許可申請→許可（約2週間）→利用申請→許可（約1週間）→利用という流れになりますので遅くとも利用日の1ヶ月前位には、申し出る必要があります。

Q.10 別記第1号様式に記載する「氏名（代表者）」は、社長名ですか？支所長、工場長、製造部長などでもよいですか？また、押印は、社印（角印）ですか？個人印でもよいですか？

A.10 申請者は会社の代表者（社長等）となります。法人の場合は、登記された代表取締役印等を押印いただきます。法人格のない団体や個人事業の場合は、代表者の個人印を押印いただきます。

Q.11 第3条第2項で交付された許可書は、保管する必要はありますか？あるとすればその期間は？

A.11 試作実証施設の利用が終了する期間まで保管する必要があります。

Q.12 従来の設備使用では、依頼者氏名を自筆で署名すれば、押印は不要と聞いていましたが、同じ扱いとなりますか？

A.12 施設の利用許可申請においては、A.10のとおり押印していただきます。施設利用許可後の設備使用に関しては、従来と同じ扱いとなります。

Q.13 試作品製造時の詳細な製造条件等を提示することが必要ですか？

A.13 基本的に必要となりますので、担当研究員と相談してください。

Q. 14 必要な場合、製造条件等の守秘は保証されますか？

A. 14 守秘義務がありますので保証されます。

Q. 15 利用期間が1試作品につき5日間が限度ですが、改めて許可申請を行えば、同じ試作品で何度でも許可されますか？

A. 15 担当研究員と相談の上、必要であると判断されれば、許可の回数に制限はありません。

Q. 16 利用期間の5日間とは、連続した5日間ですか？休日をまたぐ通算5日間でも認められますか？

A. 16 通常、休日を除く1週間単位（5日間）での利用となりますが、祝日等がある場合は休日をまたぐ通算5日間でも認められます。

Q. 17 利用が予想より長引きそうなので期間を延長したいのですが、先約がなければ手続きは可能ですか？

A. 17 担当研究員と相談の上、必要と判断されれば、再度許可することは可能です。再度許可された場合、保健所の営業許可期間内であれば、改めて保健所に許可申請は必要ありません。

Q. 18 交通機関の都合で予定日に行くことができず利用できませんでした。急遽日程をずらしたい場合でも、変更許可を受ける必要があるでしょうか？

A. 18 基本的に、変更許可を受ける必要がありますので、担当研究員と相談して下さい。

Q. 19 第5条（3）の“・・・以外を目的とするもの”とは具体的に何を指すのでしょうか？

A. 19 例えば、営利販売を目的とした製造等があります。

Q. 20 許可利用中は、担当職員のサポートを受けられますか？サポートが不要の場合、利用者単独で作業することはできますか？

A. 20 試作室及び加工設備の利用に当たっては、事前に安全で衛生的な作業について担当研究員等から指導を受けていただきますが、試作室の許可利用中は、全て利用者の責任で利用していただきます。施設の許可利用中は当センターの職員は関知しませんので、その旨ご留意下さい。

Q. 21 1日の利用時間に制限はありますか？センターの始業・終業時間に従うのでしょうか？

A. 21 原則、当センターの始業・終業時間（8:45～17:30。準備・後片付けの時間を含む）に従って利用していただくことになっています。

Q. 22 試験販売や無償配布を行わない場合であって、研究目的で、衛生基準を満たさない条件等による試作品の製造を行うことはできますか？（例：加熱殺菌を義務付けられる食品製造で、基準を満たさない加熱条件で試作試験を行う）

A. 22 試験販売や無償配付を行わない場合は、そもそも施設の許可取得は必要ありません。従来の設備使用として利用できます。

III 営業許可の取得

Q. 23 別記第8号様式の営業許可取得予定届及び営業許可証の写しは、どの時点で提出すればよいのでしょうか？

A. 23 営業許可は申請してから2週間程度かかりますので、事前に担当研究員と相談し、利用開始予定日の少なくとも2週間前までには予定届を提出していただくことになります。許可証の写しは利用開始日の前日までに提出していただくことになります。

Q. 24 営業許可には、食品衛生法に基づくものと、北海道条例に基づくものの2種類ありますが、いずれも許可を取得する必要はありますか？

A. 24 製造しようとする食品の種類によって取得する営業許可が異なりますので、担当研究員及び保健所に確認の上、適切な許可を取得することが必要です。

Q. 25 製造施設の平面図、器具配置図、器具調書など、申請に必要な施設の情報は、センターから提供してもらえますか？

A. 25 営業許可申請に必要な図面等の施設に関する書類はすべて提供します。

Q. 26 初めて営業許可を取得するので、申請書の書き方や必要書類が良くわかりません。センターで指導してもらえますか？

A. 26 営業許可については、江別保健所に申請していただくことになりますので、申請方法等についての詳細はそちらで指導してもらおうことになります。

Q. 27 以前にも利用し、営業許可証の写しを提出しています。まだ有効期間内ですが、その場合は許可証（写し）を再提出しなくてもよいですか？

A. 27 営業許可証の有効期間内であれば、再度許可証を提出する必要はありません。

Q. 28 営業許可は通常5年間有効ですが、試作室利用は5日間までと大きな差があります。この点で、営業許可を取るのに問題はないでしょうか？

A. 28 保健所に確認しており、問題にはなりません。

Q. 29 試作室の水はすべて水道水ですか？水道水以外の場合、営業許可申請に水質検査成績書が必要ですが、成績書はセンターから提供してもらえますか？

A. 29 施設内に設置している水は、全て水道水ですので成績書等は必要ありません。

IV 遵守事項

Q. 30 試作室に設置された設備の配置を変えたいのですが、変更することは可能ですか？

A. 30 設備の配置を変更するには、許可が必要です。担当研究員に、必ず事前に相談してください。

V 利用の取消し等

Q. 31 災害等のやむを得ない理由により試作室が利用できないとの連絡を食品加工研究センターから受けました。すでに、設備利用料は前納しています。利用者に起因しない試作室利用の取り消しでは、納付した料金は返納されますか？

A. 31 返納されます。

VI 原状回復の義務

Q. 32 作業が17時30分を越えました。翌日も作業を行うので、設備等の清掃を翌日に持ち越すことはできますか？

A. 32 清掃を翌日に持ち越すことはできません。当日の作業については、作業終了後の当日中に清掃を行うこととなります。基本的に、清掃を含めた全ての作業を17時30分までに終了することが必要です。

Q. 33 設備の配置や清掃は、食品加工研究センターの研究員に代替してもらうことができますか？

A. 33 代替することはできません。利用者の責任において、試作室を利用前の状態に戻すことが義務づけられています。

VII 損害賠償

Q. 34 作業中に設備を破損しました。賠償しなければなりませんか？

A. 34 誤った使用や、故意により設備を破損させた場合は、利用者が破損について損害賠償しなければなりません。

VIII 製造物責任

Q. 35 試作室の不備が原因で危害が発生した場合（例：金探の不備による異物混入、加熱装置の不備による変敗）、センター（道総研）側の責任を問うことはできますか？

A. 35 利用要領に明記していますが、センター（道総研）は、試作室の利用に係る製造物に起因する危害の発生について、一切の責任を負いません。許可利用期間中における試作室及び加工設備の管理は利用者の責任において行っていただきます。許可利用により製造加工された食品により危害が発生した場合には、利用者が全ての責任を負うこととなりますので、利用者が自ら製造物責任保険（PL保険）に加入することが必要となります。

VIII その他

Q. 36 試験販売で得られた収益は、すべて当方に帰すると考えて良いでしょうか？

A. 36 市場調査を目的とした試験販売に係る収益は、利用者に帰属するものと考えています。

Q. 37 従来活用してきた「設備利用」と手続きが違う点よく理解できません。この手続きは「試作室」の使用のためのもので、それに加えて設備利用の手続きが別に必要になるのでしょうか？

A. 37 市場調査を目的として試験販売や無償配布するための食品は、食品衛生法等で定められた営業許可を取得している施設で製造されることが必要です。センターでこのような食品を製造するためには、この要領で定められている「試作室」の利用許可手続きが必要となります。また、「試作室」で利用する設備の経費については、従来の「設備使用」と同じ手続きが必要です。

Q. 38 利用料金はかかりますか？ かかるとしたら、道内、道外企業で金額に差はありますか？

A. 38 試作室の利用許可に当たっての料金はかかりませんが、試作室の加工設備を使用する際には、設備使用料金がかかります。道外企業等で支店や営業所等の事業所がない場合は2倍の料金設定となります。

Q. 39 利用料金がかかる場合、予定より早く作業が完了したときには、減額（前納の場合は差額を還付）してもらえますか？

A. 39 基本的に減額等の対応はしておりません。

Q. 40 電気、水道等の費用は別途請求されますか？

A. 40 加工設備の使用料金に含まれておりますので請求されません。

Q. 41 センターの加工機器を利用せず、試作室だけ使用して手打ち麺を製造したいのですが、試作室だけ利用することはできますか？

A. 41 試作室は、加工設備を使用して試作品を製造することを目的として設置したものですので、試作室だけの利用は認めていません。

Q. 42 この要領とは別に、従来の設備利用で試作室内に設置してある加工機器を利用したいのですが、認められるのでしょうか？その場合、設備利用の手続きのみでよいですか？それとも試作室の利用手続きも必要になるのでしょうか？

A. 42 不特定多数の者に試験販売や無償配付を行なわない場合は、営業許可を取る必要がありませんので、従来どおりの設備使用手続きだけになります。

Q. 43 衛生管理上、作業着等は利用者の自由でも良いのでしょうか？ルールがありそれに従って利用者が用意するのか、センターから貸与してもらうことができるのか教えてください。

A. 43 食品衛生法等衛生管理法規の衛生措置が遵守される着衣等（作業服、帽子、マスク、作業靴、手袋）を使用していただきます。センターが貸与することも可能ですので、担当研究員にご相談ください。

Q. 44 試作にあたり当社の設備を持ち込み、使用（電気、水道等の利用を伴う）することは可能でしょうか？

A. 44 設備の持ち込みは衛生管理上、電気、水道等の利用を伴う設備か否かにかかわらず、現在のところ、一切の設備の持ち込みを認めておりません。

Q. 45 試作製造により発生した廃棄物は、利用者が持ち帰るのでしょうか？センターで処分してくれるのでしょうか？

A. 45 施設の衛生管理の点から、原料処理段階で発生した残渣物については全て持ち帰っていただきます。

【問い合わせ先】

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
食品加工研究センター 食関連研究推進室 食関連調整グループ
TEL : 011-387-4114